

# 平成18年分所得の申告相談が始まります

## 2月16日(金)～3月15日(木)

平成18年分の所得税(平成19年度市県民税、国民健康保険税等)の申告相談が始まります。所得金額の多少に関わらず、確定申告をしなければ所得・課税証明書は交付されません。また、所得のない人についても、国民健康保険税の減額制度が受けられないだけでなく、福祉医療・教育・住宅等の各種申請のときに支障をきたしますので、必ず適正な申告をするようにしましょう。

### 確定申告が必要な人

#### 一般の人の場合

農業・商業・工業・漁業など事業を営んでいる人  
公的年金、地代や家賃の収入、不動産や株式売却などの所得がある人  
生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人

#### 給与所得者の場合

給与所得者のほとんどが、年末調整で所得税の精算をしているので、確定申告をする必要はありません。ただし、次の人は確定申告をしてください。

給与所得および退職所得以外の収入がある人  
2か所以上から給与を受けている人

### 確定申告により

#### 税の還付を受けられる人

次の項目に該当する人は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

源泉徴収された税金(退職者で年末調整をしていない人、配当所得のある人)や、予定納税で所得税を納め過ぎた人

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除等の所得控除を受ける人  
初めて住宅借入金(取得)特別控除の摘要を受ける人

これらに該当する人は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

給与・公的年金所得者で確定申告をする人は、『源泉徴収票』が必要になります。各種の保険料払込証明書や領収書と合わせて、申告まで大切に保管しておきましょう。

#### 申告相談に持っていくもの 所得金額がわかるもの

給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書(原本)  
收支内訳書  
事業所得(営業、農業、不動産)の

ある人は、收支内訳書が必要です。

農業所得の申告方法は收支計算でのみ受け付けるようになりました。既に帳簿などで收支計算した人は、市役所税務課および各支所総務課に「收支内訳書」を置いてありますので、申告相談までに記入を済ませておいてください。

不動産の使用料等の支払調書、配当証明書、公的年金以外の年金の支払調書、保険満期・解約等の一時金の支払調書、不動産の譲り受けの対価の支払調書などそれぞれの所得に対応した額の証明も添付する必要があります。

#### 所得控除金額などがわかるもの

生命保険料、損害保険料、個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書  
医療費の領収書  
住宅借入金特別控除関係書類  
身体障害者手帳等  
医療費控除、住宅借入金控除を申請する人は、市役所税務課および各支

所総務課に「控除の内訳書・計算明細書」を置いてありますので、申告相談までに記入して関係書類をそろえておいてください。また、医療費控除を申請する場合には医療費の合計額をあらかじめ計算しておいてください。

障害者控除を申請する場合は、申告の際に身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保険福祉手帳等の提示が必要になります。

#### 申告に必要なもの

印鑑  
所得税の還付を受ける人・納める人は必ず本人の振替先金融機関の口座が分かるものを持参してください。納める人については、通帳の届出印鑑も忘れずに持参してください。

プライバシー保護の観点から、原則として申告に来られた方のみの相談となりますが、ご家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料(源泉徴収票など)を持参してください。

#### 農家の皆さんへ

農業所得について、各自で通帳や帳簿、出荷先(農協・市場等)で調べた農産物ごとの収入金額、各科目ごとの経費金額により「收支計算書」を作成し、申告相談に持参してください。昨年中に購入した農業用機械の領収書等も合わせて持参してください。

農業用機械の経費（減価償却費）の計算が複雑なため、収支内訳書を完成させるのが困難な人は、分かる範囲まで記入して申告時に諸帳簿を持参してください。

### 申告相談会場について

申告会場は次の7カ所です。平成19年1月1日現在に住民票がある町の申告相談会場で、申告をしてください。

なお、申告日程などについては、2月号の広報に同封してお知らせします。

住所がある町	会場(受付時間：午前9時～午後4時)	問い合わせ (各支所総務課税務係)
高瀬町	高瀬支所 3階大会議室	73-3000
山本町	山本支所 2階小会議室	63-1000
三野町	三野町社会福祉センター 1階会議室	73-3111
豊中町	市役所 第3庁舎内母子健康センター	62-1000
詫間町	詫間福祉センター 第1会議室	83-3111
仁尾町	仁尾支所 2階会議室	82-5100
財田町	財田町公民館 中会議室	67-0100

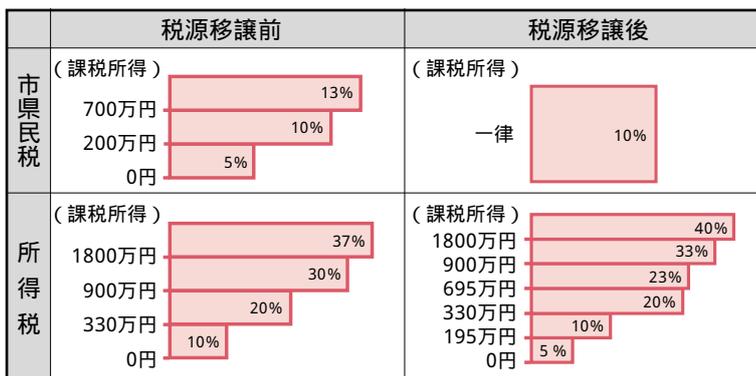
## 平成19年度から住民税(市・県民税)が変わります

平成18年分所得の内容をもとに平成19年度の市県民税が6月から課税されますが、税法改正により平成19年度から市県民税が次のように変わります。

### 税源移譲により

市県民税の税率が変わります

税制改正により、平成19年度から市県民税の税率が変わります。



課税所得とは...所得金額から所得控除額を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」になります。

これは地方自治体の自主的な財源を確保するために、国税の所得税から地方税の市県民税へ「税源移譲」が行われることによるもので、これまで市県民税は所得に応じて5%、10%、13%の

3段階の税率がとられていましたが、平成19年度の市県民税から所得に関わらず一律10%の税率に変わります。

この改正によって多くの方は市県民税の税額が上がることとなりますが、所得税の税率構造も見直されるため、平成19年から所得税額は下がり、市県民税と所得税を合わせた税負担は基本的に変わりません。

### 定率減税が廃止されます

景気対策のための暫定的な税負担軽減の措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて平成19年度の市県民税より廃止(所得税は平成19年分より廃止)になります。

	[平成18年分所得税] [平成18年度市県民税]	[平成19年分所得税] [平成19年度市県民税]
所得税	税額の10%相当額を控除 (控除限度額12万5千円)	廃止
市県民税	所得割額の7.5% 相当額を控除 (控除限度額：2万円)	廃止

市県民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

年齢65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対しては、平成17年度まで市県民税は非課税になっていましたが、平成18年度の市県民税より所得に応じて課税されるようになりました。

ただし、この改正には3年間の経過措置があり、平成17年1月1日までに65歳以上であり、かつ所得が125万円以下の人に限り、平成18年度の市県民税の内3分の2を控除、平成19年度の市県民税の内3分の1を控除され、平成20年度の市県民税でこの経過措置による控除がなくなります。



### 【問い合わせ】

申告についてのご相談等は左記まで、お気軽にお問い合わせください。

・各支所総務課税務係

(電話番号は会場の表参照)

・税務課 62・1114

・観音寺税務署 25・2193